

選挙特報

新発田市選挙管理委員会
新発田市明るい選挙推進協議会
電話：22-3030（内線1821～1823）
令和7年7月1日発行

第27回参議院議員通常選挙

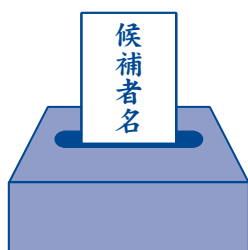
投票日は**7月20日(日)**

投票時間は **午前7時～午後8時**

赤谷第3投票区は午前7時～午後4時

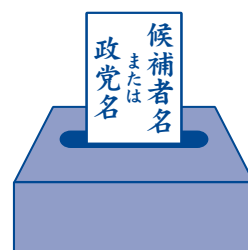
県選出 議員選挙

候補者名を
投票用紙に
書いて投票します



比例代表選出 議員選挙

候補者名または
政党名を投票用紙に
書いて投票します



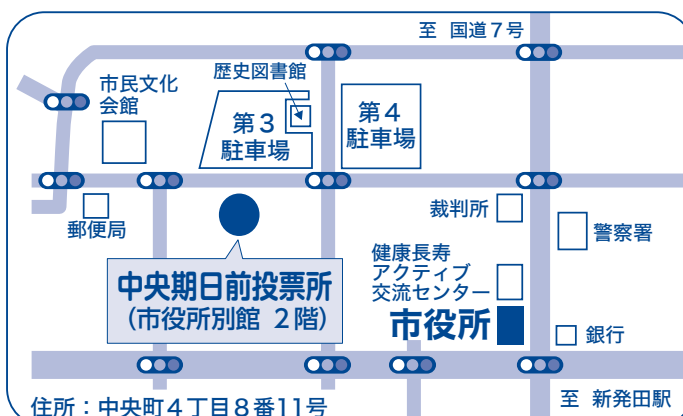
投票日に仕事、旅行等で投票できない方は期日前投票・不在者投票ができます
※詳しくは3面をご覧ください

投票所が変更になりました

【投票所が変更となる投票区】

投票区	これまでの投票所	新しい投票所
第14投票区	七区公会堂	御免町小学校 (第5投票区に統合)
紫雲寺 第5投票区	真野原外公会堂	米子保育園 (紫雲寺第4投票区に統合)

中央期日前投票所



●別館1階の駐車場は、障がい者優先とさせていただきます。健康者の利用は、ご遠慮ください。
※駐車場は、別館向かいの「新発田市役所第3・第4駐車場」をご利用ください。

イオンモール新発田2階に期日前投票所を
開設します

- 期間 7月15日(火)～7月19日(土)
- 時間 午前10時～午後7時

あなたの一票、大切に！



参議院議員通常選挙の日程

今回の参議院議員通常選挙は、次の日程で行われます。

公示日 七月 三日（木）

投票日 七月二十日（日）

投票時間 午前七時から午後八時まで

赤谷第三投票区は午前七時から午後四時まで

今回の選挙で投票できる人

今回の選挙で投票できる人は、次の条件を満たし、選挙人名簿に載っている人です。

- ① 新発田市に住所のある人で、七月二日現在、引き続き三か月以上本市に住んでいる人（他市区町村から転入してきた人は、今年の四月二日まで転入届をした人）
- ② 投票日現在で年齢満十八歳以上の人（平成十九年七月二十一日までに生まれた人）

【新発田市内で転居した人の投票】

- ① 六月二十日までに転居届を提出した人は、新しい住所の投票所で投票してください。
- ② 六月二十一日以降に転居届を提出した人は、前の住所の投票所で投票してください。

【新発田市へ転入した人の投票】

令和七年四月三日以降に他市区町村から新発田市へ転入届を提出した人は、前の住所の投票所で投票してください。

【新発田市から転出した人の投票】

令和七年四月三日以降に新発田市から他市区町村へ転入届を提出した人は、新発田市の元の投票所で投票してください。

■最近、住所を移動した方は、「投票所入場券」で投票所をお確かめのうえ、お出かけください。

投票は、次の順序で行います。

- ① 参議院新潟県選出議員選挙の投票
- ② 参議院比例代表選出議員選挙の投票

参議院議員通常選挙では、選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の二つの投票が行われます。

①	新潟県選出議員選挙（クリーム色の投票用紙） 候補者の氏名を書いてください。
②	比例代表選出議員選挙（白色の投票用紙） 候補者の氏名または政党等の名称のいずれかを 書いてください。

投票所入場券は

六月二十六日以降に郵送

投票所入場券は、「封筒サイズ」です。

【表面】

一通につき六人分までの投票所入場券が印刷されていますので、お手数でも投票所入場券が破損しないようにミシン目に沿って開封し、個人ごとに切り離したうえで、それぞれ各自で投票所へお持ちください。

【裏面】

期日前投票宣誓書になっています。
期日前投票の際は、ご自分の投票所入場券を切り離し、裏面の宣誓書に必要事項を記入して持参するとスムーズに受付できます。

投票所入場券は、六月二十六日以降に郵送を予定しています。一時に大量に郵送するため、地域によっては、配達されるまで五〜六日程度を要する場合があります。あらかじめ、ご了承願います。
選挙権があると考えられるのに、投票所入場券が届かないときは、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

選挙は政治参加の機会です

あなたの一票をたいせつに

新発田市選挙管理委員会

委員長 大竹 政弘

参議院議員通常選挙が七月二十日投開票の日程で行われます。

昨今国内外の情勢がおおきく変化し様々な課題に直面しています。私たちの日々の暮らしに直結する課題も多いと感じています。これらの解決方法を政策に生かし豊かで、住みよい国にしていくことが政治に求められています。選挙は民主主義の基本です。有権者として意思を一票に込め政治に参画することができると重要な機会であり、これから先日本が歩む方向を決めることに繋がります。

最近の各種選挙の投票率は低下傾向にあり、とりわけ若い世代にその傾向が見られます。選挙管理委員会では新発田市明るい選挙推進協議会と一体となつて公平公正な選挙推進と棄権防止の呼びかけを進めております。投票当日、御都合のある方には期日前投票所を開設いたしますので御利用ください。

有権者の皆様におかれましては、御家族はもとより知人にもお声がけいただき、たいせつな一票を投じていただきますようお願いいたします。

投票所入場券を紛失した場合や、期日前投票を行う時点で投票所入場券が届いていない場合でも、投票所で申し出ていただければ投票できます。

期日前投票・不在者投票

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用事がある人は、期日前投票・不在者投票ができます。期日前投票所は、市内に五か所設置しますので、左の表をよくご確認のうえ、お間違いないようお願いいたします。

なお、イオンモール新発田は期日前投票のみとなり、不在者投票はできませんのでご注意ください。

	期日前投票	不在者投票
投票できる人	・新発田市の選挙人名簿に登録されており、新発田市の期日前投票所で投票する人	・投票日には18歳を迎えるが、期日前投票を行おうとする日は17歳の人など ・名簿登録地以外の市区町村で投票する人
手続きなど	・宣誓書に必要事項を記入 ・直接、投票用紙を投票箱へ	・宣誓書に必要事項を記入 ・投票用紙の封入 ・封筒に署名
投票できる場所・期間・時間	●中央期日前投票所(市役所別館2階) 7月4日(金)から7月19日(土)の間、午前8時30分から午後8時まで	
	●豊浦支所(1階)・健康プラザしうんじ・加治川支所(1階) (注)加治川支所の投票場所は3階から1階に変更となっています。 7月15日(火)から7月19日(土)の間、午前8時30分から午後7時まで	
	●イオンモール新発田(2階) スタジオアリス様向かい 7月15日(火)から7月19日(土)までの間、午前10時から午後7時まで	※イオンモール新発田では不在者投票はできません

郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいのある人及び介護保険法上の要介護5の人には、「郵便等による不在者投票」の制度があります。

左の表に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けることにより、自宅等で投票することが出来ます。

郵便投票を行う場合は、投票日の四日前までに郵便等投票証明書を提示し、投票用紙等の請求を行う必要があります。ご注意ください。

詳しくは、市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

郵便等による不在者投票の対象者		
交付手帳等種類	障がいの種類	級 等
身体障がい者手帳	両下肢もしくは体幹の障がい もしくは移動機能の障がい	1級もしくは2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう もしくは直腸もしくは小腸の障がい	1級もしくは3級
	免疫もしくは肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢もしくは体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう もしくは直腸、小腸もしくは肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分が要介護5である人	

郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者 (上記の郵便等による不在者投票の対象者で、かつ自筆で投票できない方)		
交付手帳等種類	障がいの種類	級 等
身体障がい者手帳	上肢もしくは視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳	上肢もしくは視覚の障がい	特別項症～第2項症

指定病院等での不在者投票

一定の基準を満たし、かつ新潟県選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム・身体障害者支援施設等に入院・入所している人は、その病院・施設で不在者投票をすることができます。

詳しいことは、それぞれの病院・施設の係員におたずねください。

新発田市以外の市区町村で投票する不在者投票

投票する不在者投票

出張、その他の理由で投票日当日、投票所に行かない方は、事前に市選挙管理委員会へ、直接又は郵便等で投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書を請求することで、現在地の選挙管理委員会での不在者投票をすることができます。

※親元から離れて暮らす大学生等で、住民票を親元から異動していない人もこの不在者投票で投票することができます。

開票は「カルチャーセンター」で即日開票

開票は、「新発田市カルチャーセンター」で午後九時十分から開始の予定です。

参観人の制限は行いませんが、係員の指示に従い、開票作業の妨げにならないようご協力をお願いします。

選挙公報をご覧ください

候補者の政見や経歴、政党の政見などを記載した選挙公報は、新聞に折り込んで投票日の二日前までにお届けします。

なお、新聞未購読世帯には、ポスティングにより配布します。

また、新潟県選挙管理委員会のホームページからご覧になれます。

参議院議員通常選挙 各投票所と区域

投票区名	投票所施設	投票所所在地	投票区の区域	投票区名	投票所施設	投票所所在地	投票区の区域
第 1	東町公会堂	諏訪町3	諏訪町1.2.3	菅谷第1	下中山公会堂	下中山	上荒沢、溝足、下中山、横山、丸市、熊出
第 2	健康長寿アクティブ交流センター(あおり館)	中央町4	本町1.2.3.4、中央町1.2.3.4、大手町3.4、大手町6の1番～3番、大手町6の4番の一部	菅谷第2	菅谷コミュニティセンター	菅谷	下寺内、上寺内、小出、繁山の一部、菅谷
第 3	新栄団地市営住宅集会所	新栄町2	新栄町1.2.3、奥山新保、富塚	菅谷第3	下石川公会堂	下石川	滝、下石川、上石川、中川、繁山の一部
第 4	生涯学習センター	中央町5	中央町5、大手町5、緑町1.3、城北町1の1番～6番、城北町2	菅谷第4	べ切ふれあい交流センター	蔵光	蔵光、上中江、下中江、北中江、中倉、麓、東宮内、中妻、黒岩の一部、早道場(べ切の区域)
第 5	御免町小学校	大栄町4	大栄町、上端、竹園町	加治第1	上館公会堂	上館	上館、新屋敷、新保小路、下中の一部、下今泉、金津、茗荷谷、館野小路の一部、黒岩の一部
第 6	第一中学校	御幸町4	御幸町1.2.3.4	加治第2	三日市早道場集落開発センター	三日市	早道場、三日市、上小松、下小松、島淵の一部
第 7	市民文化会館	中央町4	大手町1.2、西園町1	佐々木第1	佐々木公会堂	佐々木	佐々木、曾根の一部、上中沢の一部
第 8	西新発田高等学校	西園町3	大手町6の4番～6番、城北町1の7番～13番、城北町3、西園町3、小舟町3、小舟渡	佐々木第2	佐々木コミュニティセンター	則清	上中沢の一部、日渡、則清、則清新田、飯島、下興野、太田新田、飯島新田、曾根の一部
第 9	猿橋中学校	住吉町1	西園町2、住吉町1、舟入町1.2.3、舟入	佐々木第3	西菱口公会堂	西菱口	西宮内の一部、北菱口、西菱口
第10	中曽根公会堂	中曽根町2	中曽根町1.2.3、中曽根	佐々木第4	鳥穴・砂山公会堂	鳥穴	鳥穴、砂山
第11	東豊小学校	東新町4	東新町1.2.3.4、板敷、島淵(高浜の区域)、東塚ノ目	豊浦第1	豊浦支所	乙次	池ノ端、横堀、大伝本村、大伝新道、下中ノ目、乙次、下飯塚、吉浦
第12	島淵生活改善センター	島淵	島淵の一部、西名柄	豊浦第2	加治万代ふれあいセンター	加治万代	大沢、竹俣万代、加治万代、万代
第13	中井保育園	小舟町2	中田町1.2.3、小舟町1.2、西名柄(下名柄の区域)、長畑、中谷内、桑ノ口、中田、道賀	豊浦第3	旧荒橋小学校	荒町	蛇塚、上荒町、下荒町、太斉、久保、佐々川、小坂、赤橋
第14	住吉コミュニティセンター	住吉町5	住吉町2.3.4.5、富塚町1.2.3、弓越、西宮内の一部	豊浦第4	切梅公民館	切梅	切梅、ニツ堂、竹ヶ花
第15	東豊コミュニティ防災センター	豊町 4	豊町	豊浦第5	旧天王小学校	天王	天王、ミツ樹
第16	青少年健全育成センター	緑町2	緑町2、新富町1.2.3	豊浦第6	中ノ目新田ふれあいセンター	中ノ目新田	中ノ目新田、福島、乗廻
五十公野第1	五十公野コミュニティセンター	五十公野	五十公野	豊浦第7	戸板沢公民館	戸板沢	戸板沢、動木橋
五十公野第2	天ノ原保育園	下内竹	上内竹、下内竹、小見、丑首、山崎、古寺、上新保、下新保	豊浦第8	上本田公民館	本田	興野、上本田、下本田、八万、岡屋敷
松浦第1	松浦農村環境改善センター	法正橋	大崎、六日町、八幡、八幡新田、小友、浦新田、浦、法正橋	豊浦第9	中之通集落センター	本田	中之通
松浦第2	松浦保育園	荒川	荒川、上中山の一部、瑞波	豊浦第10	温泉公民館	月岡温泉	月岡、月岡温泉、本田の一部、上中山の一部
松浦第3	松岡公会堂	松岡	松岡	豊浦第11	滝沢ふれあいセンター	滝沢	滝沢
米倉第1	米倉農村環境改善センター	米倉	米倉、江口	紫雲寺第1	健康プラザしうんじ	真野原外	長島の一部、小川の一部、長者館、中野、真野原外の一部、稲荷岡の一部、関井、真野代の一部
米倉第2	大槻集落開発センター	大槻	大槻、山内の一部	紫雲寺第2	上真中ふれあいセンター	真中	下中沢、真野原外の一部、真中、稲荷岡の一部、富島、福岡、古田、真野原の一部
米倉第3	山内公会堂	山内	山内の一部	紫雲寺第3	大島第二公会堂	大中島	住吉、中島、南成田、高島、片桐、大中島、稲荷岡の一部、湖南の一部
米倉第4	中々山公会堂	中々山	中々山	紫雲寺第4	米子保育園	真野原	真野原の一部、真野原外の一部、宮吉、米子、長島の一部、小川の一部、元郷、真野代の一部、人橋、ニツ山
赤谷第1	新発田地区公民館赤谷分館	上赤谷	上赤谷、東赤谷	紫雲寺第5	藤塚浜保育園	藤塚浜	藤塚浜
赤谷第2	滝谷新田集落ふれあい交流センター	滝谷	滝谷(滝谷新田の区域)	加治川第1	住田営農研修センター	住田	下山田、住田、箱岩、平山、横岡、西浦、下西山
赤谷第3	農村婦人の家	滝谷	滝谷	加治川第2	上今泉構造改善センター	上今泉	館野小路の一部、下中の一部、上今泉の一部、関妻
川東第1	川東コミュニティセンター	下羽津	大友、上羽津、下羽津、本間新田の一部、南楯、東姫田、西姫田、石喜、下高関	加治川第3	泉地区世代交流センター	吉田	川口、稲荷、野中、吉田、塚田、下城、古楯、小島、湖南の一部、上今泉の一部
川東第2	宮古木コミュニティセンター	宮古木	宮古木、大友(車野の区域)、下羽津(車野の区域)	加治川第4	加治川地区公民館中川分館	押廻	向中条、高田、押廻、川尻、古川、二本木、釜杭、高山寺、草荷
川東第3	新発田竹俣特別支援学校	下楠川	虎丸、上三光、下三光、上楠川、下楠川、本間新田の一部	加治川第5	加治川コミュニティセンター	下小中山	境、寺尾、金山、貝塚の一部、下小中山の一部、下坂町の一部、貝屋、小国谷、金沢
川東第4	板山地域利用改善センター	板山	板山、宮古木(上車野の区域)、小戸(上車野の区域)	加治川第6	相馬営農研修センター	相馬	相馬、中俵
川東第5	田貝集落ふれあいセンター	田貝	田貝	加治川第7	大峰保育園	下小中山	金塚、岡島、戸野港、大野、貝塚の一部、下小中山の一部、下坂町の一部
川東第6	下岡田公会堂	岡田	敦賀、岡田、金谷				
川東第7	小戸公民館	小戸	小戸				
計	68投票所(新発田 45投票所、豊浦 11投票所、紫雲寺 5投票所、加治川 7投票所)						

- 令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査との変更箇所は以下のとおりです。
- 第14投票区が第5投票区と統合し、第5投票所「御免町小学校」で投票することになります。
 - 第15投票区の投票区名が第14投票区(投票所、区域は変更なし)に、第16投票区の投票区名が第15投票区(投票所、区域は変更なし)に、第17投票区が第16投票区(投票所、区域は変更なし)に変更となります。
 - 紫雲寺第5投票区が紫雲寺第4投票区と統合し、紫雲寺第4投票所「米子保育園」で投票することになります。
 - 紫雲寺第6投票区の投票区名が紫雲寺第5投票区(投票所、区域は変更なし)に変更となります。